

## 第2回 熱海市特別職報酬等審議会資料

平成23年8月24日（水）午後1時から  
市役所5階 第1会議室

### 目 次

#### (議員報酬関係)

- 1 県内各市の議員の平均年齢等に関する調べ . . . . . P. 1

#### (固定資産評価員の給料関係)

- 2 意見を求める事項（固定資産評価員の給料の額について）（修正後） . . . . . P. 5  
3 県内各市の教育長・固定資産評価員の給料月額に関する調べ（修正後） . . . . . P. 6

#### (行政委員等の報酬関係)

- 4 行政委員等の報酬額について . . . . . P. 7  
5 準司法的権限を有する行政委員会の概要 . . . . . P. 9



県内各市の議員の平均年齢等に関する調べ（各市議会事務局調べ）

平成23年5月1日現在

熱海市議会議員（17人）

- (1) 平均年齢 52.12歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 0人 兼業 17人

浜松市議会議員（52人）

- (1) 平均年齢 56.48歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 41人 兼業 11人（平成23年4月改選前）

静岡市議会議員（53人）

- (1) 平均年齢 59.3歳
- (2) 専業・兼業の状況 データなし

富士市議会議員（36人）

- (1) 平均年齢 57.64歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 21人 兼業 15人

沼津市議会議員（28人）（5月2日現在）

- (1) 平均年齢 55.80歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 13人 兼業 15人

磐田市議会議員（28人）

- (1) 平均年齢 59.11歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 10人 兼業 18人

焼津市議会議員（21人）

- (1) 平均年齢 60.76歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 6人 兼業 15人

藤枝市議会議員（21人）

- (1) 平均年齢 61.91歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 6人 兼業 15人

富士宮市議会議員（22人）

- (1) 平均年齢 55.27歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 10人 兼業 12人

掛川市議会議員（24人）

- (1) 平均年齢 64.92歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 15人 兼業 9人

三島市議会議員（24人）

- (1) 平均年齢 54.12歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 5人 兼業 19人

島田市議会議員（23人）

- (1) 平均年齢 59.60歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 7人 兼業 16人

御殿場市議会議員（21人）

- (1) 平均年齢 62.00歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 5人 兼業 16人

袋井市議会議員（21人）

- (1) 平均年齢 62.10歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 9人 兼業 12人

伊東市議会議員（20人）

- (1) 平均年齢 59.65歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 6人 兼業 14人

湖西市議会議員（18人）

- (1) 平均年齢 62.20歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 11人 兼業 7人

裾野市議会議員（21人）

- (1) 平均年齢 57.71歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 13人 兼業 8人

伊豆の国市議会議員（21人）

- (1) 平均年齢 63.00歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 9人 兼業 12人

牧之原市議会議員（17人）

- (1) 平均年齢 64.35歳
- (2) 専業・兼業の状況 データなし

菊川市議会議員（17人）

- (1) 平均年齢 64.47歳
- (2) 専業・兼業の状況 データなし

御前崎市議会議員（16人）

- (1) 平均年齢 61.94歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 2人 兼業 14人

伊豆市議会議員（20人）

- (1) 平均年齢 64.70歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 7人 兼業 13人

下田市議会議員（14人）

- (1) 平均年齢 61.57歳
- (2) 専業・兼業の状況 専業 4人 兼業 10人

## 2 意見を求める事項

### (1) 教育長及び固定資産評価員の給料の額について

イ 固定資産評価員の給料の額は、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助する職務職責の重要性に鑑み、他都市における一般職の職員との兼務状況等を勘案し、一般職の職員が兼務する固定資産評価員の職を非常勤とするとともに、当該報酬額を定めないことを標準とします。

なお、現在の固定資産評価員は、一般職の職員である財政部長がその職を兼務しているところであり、熱海市特別職の職員の給与に関する条例第4条に規定する重複給与の調整措置により、固定資産評価員としての給料の支給はされていません。

【修正後】 県内各市の教育長・固定資産評価員の給料月額に関する調べ（静岡県内23市）

平成22年4月1日現在

※人口は、平成22年国勢調査によるもの

（単位：円）

市名	熱海市	熱海市	静岡市	浜松市	富士市	磐田市	沼津市	富士宮市	三島市	掛川市	御殿場市	藤枝市
人口	39,592人	改定(案) 590,000	716,328人	800,912人	254,049人	168,616人	202,283人	131,996人	111,823人	116,373人	89,028人	142,183人
教育長	660,000	590,000	812,000	741,000	730,000	710,000	693,000	686,000	679,000	677,000	670,000	665,000
順位	11	19	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特例減額後	608,388 (7.82%)					639,000 (10%)		548,800 (20%)		609,300 (10%)		
市名	袋井市	焼津市	島田市	伊東市	湖西市	裾野市	御前崎市	伊豆の国市	牧之原市	菊川市	伊豆市	下田市
人口	84,831人	143,229人	100,250人	71,439人	60,043人	54,528人	34,700人	49,274人	49,022人	47,035人	34,206人	25,013人
教育長	655,000	653,000	652,000	646,000	640,000	625,000	610,000	600,000	590,000	585,000	570,000	545,000
順位	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
特例減額後						593,750 (5%)			531,000 (10%)			490,500 (10%)

市名	熱海市	熱海市	浜松市	静岡市	御殿場市	焼津市	島田市	沼津市	三島市	富士宮市	伊東市	富士市
人口	39,592人	改定(案) 557,000	800,912人	716,328人	89,028人	143,229人	100,250人	202,283人	111,823人	131,996人	71,439人	254,049人
固定資産評価員	557,000	改定(案) 557,000	605,000	492,000	日額7,200	職員が兼ねるものとし、支給しない(根拠条例参照)	職員が兼ねる場合は支給しない(根拠条例参照)	非有給	非有給	無給	無給	根拠条例無
順位	2		1	3								
市名	磐田市	藤枝市	掛川市	袋井市	湖西市	裾野市	伊豆の国市	牧之原市	菊川市	御前崎市	伊豆市	下田市
人口	168,616人	142,183人	116,373人	84,831人	60,043人	54,528人	49,274人	49,022人	47,035人	34,700人	34,206人	25,013人
固定資産評価員	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無	根拠条例無
順位												

非有給・・・  
根拠条例に非有給と規定されていることを示す。

無給・・・  
根拠条例に無給と規定されていることを示す。

根拠条例無・・・  
給料の根拠条例を定めていないことを示す。



行政委員等の報酬額について (県東部 1 1 市)

(単位：円)

No.	名 称	人員	熱海市 (現行)	改定 (案)	減額率	備考	沼津市	三島市	富士宮市	伊東市	富士市	御殿場市	下田市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市		
1	教育委員会委員長	1	月額 63,000	月額27,000 (57.1%減) + 日額10,000	9.5%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を57,000円とする。活動状況3か年平均:月3回	月額 87,800	月額 52,000	月額 55,000	月額 35,000	月額 90,000	月額 50,000	月額 30,000	月額 35,900	日額 7,000	日額 7,000		
2	教育委員会委員	4	月額 53,000	月額21,000 (60.4%減) + 日額9,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を48,000円とする。活動状況3か年平均:月3回	月額 68,300	月額 44,000	月額 43,000	月額 30,000	月額 70,000	月額 41,000	月額 25,000	月額 30,900	日額 6,000	日額 6,000		
3	選挙管理委員会委員長	1	月額 32,000	月額15,000 (53.1%減) + 日額7,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を29,000円とする。活動状況3か年平均:月2回	月額 58,600	月額 31,000	月額 40,000	月額 25,600	月額 60,000	月額 36,800	月額 28,000	月額 20,400	日額 7,000	日額 7,500		
4	選挙管理委員会委員	3	月額 26,000	月額11,500 (55.8%減) + 日額6,000	9.6%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を23,500円とする。活動状況3か年平均:月2回	月額 47,800	月額 26,000	月額 29,000	月額 20,900	月額 48,000	月額 28,600	月額 18,000	月額 18,400	日額 6,000	日額 6,500		
5	選挙管理委員会委員臨時補充員	4	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 6,000	—	—	—	—	—	—		
6	公平委員会委員長	1	月額 26,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 7,800	日額 8,000	日額 8,000	日額 8,500	日額 10,000	日額 7,700	—	—	日額 7,000	—		
7	公平委員会委員	2	月額 25,000	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定案と同額とする。	日額 7,800	日額 7,500	日額 7,400	日額 7,500	日額 10,000	日額 7,200	—	—	日額 6,000	—		
8	監査委員 (識見者)	1	月額 121,000	月額 109,000	9.9%		月額 126,800	月額 123,000	月額 123,000	月額 110,000	月額 130,000	月額 115,000	月額 110,000	月額 95,000	日額 9,000	日額 12,000		
9	監査委員 (議員)	1	月額 63,000	月額 57,000	9.5%		月額 53,600	月額 49,000	月額 51,000	月額 43,000	月額 55,000	月額 45,000	月額 45,000	月額 42,000	日額 9,000	日額 9,000		
10	農業委員会会長	1	月額 32,000	日額 9,600	—	活動状況3か年平均:月3回 32,000円×0.9=28,800円 28,800円÷3回=9,600円	月額 46,800	月額 40,000	月額 40,000	月額 28,500	月額 48,000	月額 31,700	月額 28,000	月額 24,400	日額 7,000	日額 7,000		
11	農業委員会委員	11	月額 26,000	日額 7,800	—	活動状況3か年平均:月3回 26,000円×0.9=23,400円 23,400円÷3回=7,800円	月額 29,300	月額 29,000	月額 29,000	月額 22,800	月額 30,000	月額 27,600	月額 18,000	月額 20,400	日額 6,000	日額 6,000		
12	固定資産評価審査委員長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	委員の日額に1,000円加算	日額 7,800	日額 8,000	日額 7,400	日額 8,500	日額 10,000	日額 7,700	日額 6,000 半日 4,000	日額 7,000	日額 7,000	日額 7,000		
13	固定資産評価審査委員	2	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 7,800	日額 7,500	日額 7,400	日額 7,500	日額 10,000	日額 7,200		日額 7,000	日額 6,000	日額 6,000		
14	選挙長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 10,600	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	日額 12,000	日額 10,400	日額 10,600	日額 10,600		
15	選挙長代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	—	—	—	—		
16	期日前投票所の投票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 11,100	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 11,100	日額 12,000	日額 10,800	日額 11,100	日額 11,100		
17	投票所の投票管理者	22	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 12,600	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 12,600	日額 12,000	日額 12,300	日額 12,600	日額 12,600		
18	投票管理者代理	22	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 8,300	日額 12,000	日額 12,600	—	—	—	—		
19	期日前投票所の投票立会人	1日4人	日額 8,000	日額 7,200	10%		日額 7,800	日額 11,000	日額 8,800	日額 8,300	日額 9,000	日額 9,500	日額 12,000	半日 4,800	日額 9,500	日額 9,500		
20	投票所の投票立会人	1日4人	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 7,800	日額 12,200	日額 8,800	日額 8,300	日額 9,000	日額 10,700	日額 12,000	半日 5,400	日額 10,700	日額 10,700		
21	開票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 10,600	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	日額 9,000	日額 10,400	日額 10,600	日額 10,600		
22	開票管理者代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	—	—	—	—		
23	開票立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 10,700	日額 8,800	日額 8,800	日額 6,800	日額 11,000	日額 8,800	日額 9,000	日額 8,600	日額 8,800	日額 8,800		
24	選挙立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 10,700	日額 8,800	日額 8,800	日額 6,800	日額 11,000	日額 8,800	日額 9,000	日額 8,600	日額 8,800	日額 8,800		
25	社会教育委員	13	日額 10,000	日額 9,000	10%		月額 11,700	—	日額 7,400	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,700	その他法令又は条例の規定による委員に同じ			年額 41,400	日額 5,500	日額 5,500
26	体育指導委員	20	月額 7,500	月額 6,800	9.3%		年額 50,000	日額 7,500	日額 7,400	日額 4,500	年額 48,000	日額 6,700	日額 6,000 半日 4,000	年額 45,800	日額 5,500	日額 5,500		
27	国保運営協議会委員	13	日額 10,000	会長:日額 5,000円 委員:日額 4,500円	50% 55%	委員の日額に500円加算	日額 7,800	日額 7,500	日額 7,400	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,700	日額 6,000 半日 4,000	日額 6,000	日額 5,500	日額 5,500		
28	介保運営協議会委員	14	日額 5,000	会長:日額 5,000円 委員:日額 4,500円	— 10%	委員の日額に500円加算	日額 7,800	年額 20,000	日額 7,400	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,700	日額 6,000 半日 4,000	—	—	日額 6,000		
29	介護認定審査会委員	40	日額 20,000	医師:日額 20,000 他委員:日額18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 19,600	日額 20,000	日額 11,800	医師:日額 18,000 他委員:日額 13,000	日額 20,000	合議体長:日額 20,000 委員:日額18,000	医師・歯科医師:日額 20,000 他委員:日額 15,000	日額 19,600	日額 13,000	日額 12,000		
30	障害者程度区分認定審査会委員	5	日額 20,000	医師:日額 20,000 他委員:日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 7,800	日額 12,000	日額 11,800	医師:日額 18,000 他委員:日額 13,000	日額 20,000	会長:日額 7,200 委員:日額 6,700	医師:日額 20,000 他委員:日額 11,000	日額 12,000	日額 11,700	日額 13,000		
31	情報公開審査会会長	1		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 7,800	日額 20,000	任命権者が市長と協議して定める額 日額 7,400	委員長:日額7,500 委員:日額6,000	他の附属機関の委員 日額 10,000	御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例による	日額 6,000 半日 4,000	日額 10,000	日額 10,000	日額 12,000		
32	情報公開審査会委員	2		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定案と同額とする。		日額 16,000						日額 8,000	日額 10,000	日額 12,000		
33	個人情報保護審査会会長	1	1日につき10,000円を超えない範囲において任命権者が定める額 日額 5,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。		日額 20,000						日額 10,000	日額 10,000	日額 12,000		
34	個人情報保護審査会委員	2		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定案と同額とする。		日額 16,000						日額 8,000	日額 10,000	日額 12,000		
35	その他法令又は条例の規定による委員			会長:日額 5,000円 委員:日額 4,500円	— 10%	委員の日額に500円加算		日額 7,500						日額 6,000	会長 6,000 委員 5,500	会長 6,000 委員 5,500		

行政委員等の報酬額について（県中西部12市）

(単位：円)

No.	名称	人員	熱海市（現行）	改定（案）	減額率	備考	静岡市	浜松市	島田市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	牧之原市	
1	教育委員会委員長	1	月額 63,000	月額27,000 (57.1%減) + 日額10,000	9.5%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を57,000円とする。 活動状況3か年平均：月3回	月額 170,000	日額 27,000	月額 47,000	月額 45,000	月額 52,000	月額 53,000	月額 54,000	月額 46,300	月額 37,000	月額 18,000	月額 26,000	月額 22,000	
2	教育委員会委員	4	月額 53,000	月額21,000 (60.4%減) + 日額9,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を48,000円とする。 活動状況3か年平均：月3回	月額 140,000	日額 21,000	月額 40,000	月額 40,000	月額 44,000	月額 44,000	月額 45,000	月額 38,600	月額 32,000	月額 16,000	月額 21,000	月額 16,000	
3	選挙管理委員会委員長	1	月額 32,000	月額15,000 (53.1%減) + 日額7,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を29,000円とする。 活動状況3か年平均：月2回	月額 99,000	日額 27,000	月額 25,000	月額 22,000	月額 30,000	月額 33,500	月額 33,000	月額 23,200	月額 11,200	月額 10,000	年額 171,000	日額 11,000	
4	選挙管理委員会委員	3	月額 26,000	月額11,500 (55.8%減) + 日額6,000	9.6%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を23,500円とする。 活動状況3か年平均：月2回	月額 75,000	日額 21,000	月額 20,000	月額 20,000	月額 25,000	月額 27,000	月額 28,000	月額 20,100	月額 10,700	月額 9,000	年額 127,000	日額 9,500	
5	選挙管理委員会委員臨時補充員	4	日額 10,000	日額 9,000	10%		月額 75,000	日額 8,800	日額 6,500	月額 20,000	月額 25,000	月額 27,000	日額 6,500	月額 20,100	月額 10,700	月額 9,000	日額 5,000 半日額 3,000	日額 9,500	
6	公平委員会（人事委員会）委員	1	月額 26,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	月額 240,000	日額 27,000	日額 7,500	年額 45,000	日額 8,000	日額 7,500	日額 8,500	日額 6,700	日額 6,500	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
7	公平委員会（人事委員会）委員	2	月額 25,000	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	月額 200,000	日額 21,000	日額 7,000	年額 40,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 8,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
8	監査委員（識見者）	1	月額 121,000	月額 109,000	9.9%		月額 200,000	月額 76,000	月額 143,000	月額 145,000	月額 116,000	月額 120,000	月額 122,000	月額 106,000	月額 120,000	月額 30,000	月額 75,000	月額 35,000	
9	監査委員（議員）	1	月額 63,000	月額 57,000	9.5%		月額 69,000	月額 45,000	月額 46,000	月額 40,000	月額 48,500	月額 49,000	月額 50,000	月額 41,200	月額 45,000	月額 23,000	月額 35,000	月額 30,000	
10	農業委員会会長	1	月額 32,000	日額 9,600	—	活動状況3か年平均：月3回 32,000円×0.9=28,800円 28,800円÷3回=9,600円	月額 96,500	月額 72,000	月額 35,000	月額 32,000	月額 48,000	月額 44,000	月額 49,000	月額 32,500	月額 28,500	月額 16,000	月額 23,000	月額 11,000	
11	農業委員会委員	11	月額 26,000	日額 7,800	—	活動状況3か年平均：月3回 26,000円×0.9=23,400円 23,400円÷3回=7,800円	月額 40,000	月額 41,000	月額 25,000	月額 26,000	月額 29,000	月額 30,000	月額 30,000	月額 26,300	月額 23,000	月額 12,500	月額 18,000	月額 10,000	
12	固定資産評価審査委員長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	委員の日額に1,000円加算	日額 15,500	日額 10,000	日額 15,000	日額 6,500	日額 8,000	日額 7,500	日額 8,500	日額 6,700	日額 6,500	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
13	固定資産評価審査委員	2	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 14,000	日額 9,000	日額 14,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 8,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
14	選挙長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 14,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	
15	選挙長代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 13,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	
16	期日前投票所の投票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 16,500	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 13,000以内	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	
17	投票所の投票管理者	22	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 16,500	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 13,000以内	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	
18	投票管理者代理	22	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 15,500	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 13,000以内	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	
19	期日前投票所の投票立会人	1日4人	日額 8,000	日額 7,200	10%		1回 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500
20	投票所の投票立会人	1日4人	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 9,500	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700
21	開票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	1回 14,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600
22	開票管理者代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 13,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	
23	開票立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 13,000	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800
24	選挙立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 13,000	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800
25	社会教育委員	13	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 11,500	日額 8,800	日額 6,500	日額 6,000	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,200	日額 6,000	日額 3,800	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
26	体育指導委員	20	月額 7,500	月額 6,800	9.3%		月額 5,500	年額 63,400	日額 5,000	日額 6,000	月額 6,000	4h以上 6,300 4h未満 3,150	委員長 5,500 委員 5,000	日額 6,200	月額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
27	国保運営協議会委員	13	日額 10,000	会長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円	50% 55%	委員の日額に500円加算	日額 11,500	日額 8,800	日額 6,500	日額 6,100	日額 6,000	日額 7,000	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	半日 3,800	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
28	介保運営協議会委員	14	日額 5,000	会長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円	— 10%	委員の日額に500円加算	日額 11,500	委員長：日額 6,000 委員：日額 5,000	委員長：日額 7,500 委員：日額 6,500	日額 6,000	委員長：日額 6,500 委員：日額 6,000	日額 7,000	委員長：日額 5,500 委員：日額 5,000	日額 6,200	委員長：日額 6,500 委員：日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000 半日額 3,500	
29	介護認定審査会委員	40	日額 20,000	医師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 20,000 委員：日額 19,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 14,000 委員：日額 13,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	
30	障害者程度区分認定審査会委員	5	日額 20,000	医師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 20,000 委員：日額 19,000	合議体長：日額 14,000 委員：日額 13,000	合議体長：日額 14,000 委員：日額 13,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委員：日額 20,000	
31	情報公開審査会会長	1		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,500	日額 5,500	日額 6,200	日額 6,500	日額 7,600 半日額 3,800	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
32	情報公開審査会委員	2		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 5,000	日額 7,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600 半日額 3,800	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
33	個人情報保護審査会会長	1	1日につき 10,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額 日額 5,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,500	日額 5,500	日額 6,200	日額 6,500	日額 7,600 半日額 3,800	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
34	個人情報保護審査会委員	2		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 5,000	日額 7,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600 半日額 3,800	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	
35	その他法令又は条例の規定による委員			会長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円	— 10%	委員の日額に500円加算	日額 11,500	浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例による	日額10,000円以内	日額 6,000	日額7,500円以内	委員長：日額7,500円以内 委員：日額 7,000円以内	日額10,000円以内	日額 6,200	委員長：日額 6,500 委員：日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日額 3,000	日額 7,000	

## 準司法的権限を有する行政委員会の概要

### 1 固定資産評価審査委員会

#### (1) 設置根拠（地方税法）

固定資産税の納税者が、自己に該当する『固定資産課税台帳に登録された価格』に関して不服がある場合に、これを審査決定するために置かれた機関です。

#### (2) 審査の流れ（熱海市固定資産評価審査委員会条例）

固定資産評価審査委員会における審査は、

審査申出（納税者） → 弁明書の提出（課税当局） → 反論書の提出（納税者） →  
口頭意見陳述の実施 → 関係書類の審査・現地調査 → 決定

という過程を経て審査決定されます。

#### (3) 準司法的権限

裁判所における裁判は、

訴えの提起（原告） → 答弁書の提出（被告） → 口頭弁論（準備書面の提出） →  
証拠調べ・事実認定 → 判決

という(2)と同様の過程を経ていることから、固定資産評価審査委員会は、準司法的権限を有する機関として位置付けられています。

#### 【地方税法】

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

第432条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格…について不服がある場合においては、…固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。

（固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続）

第433条 固定資産評価審査委員会は、…直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしなければならない。

- 2 不服の審理は、書面による。ただし、…当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調書に関する事項についての説明を求めることができる。
- 12 固定資産評価審査委員会は、第1項の規定による決定をした場合においては、…これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。

## 2 公平委員会

### (1) 設置根拠（地方公務員法）

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること、『職員に対してされる懲戒処分その他の不利益処分』についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること等の事務を処理するために置かれた機関です。

### (2) 審査の流れ（熱海市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則）

公平委員会における不服申立てに対する審査（書面審理）は、  
不服申立書・証拠の提出（不服申立人） → 答弁書・証拠の提出（処分者） →  
反論書の提出（不服申立人） → 口頭意見陳述の実施 → 関係書類の審査・証拠調べ  
→ 判定  
という過程を経て裁決又は決定されます。

### (3) 準司法的権限

公平委員会についても、固定資産評価審査委員会と同じく、裁判所における裁判と同様の過程を経ていることから、準司法的権限を有する機関として位置付けられています。

#### 【地方公務員法】

（…公平委員会の設置）

#### 第7条

- 3 人口15万未満の市…は、…公平委員会を置くものとする。

(…公平委員会の権限)

## 第8条

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

(2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

6 …公平委員会は、法律又は条例に基くその権限の行使に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

## 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会

(1) **設置根拠** (熱海市情報公開条例・熱海市個人情報保護条例)

熱海市が保有する『公文書・個人情報の開示・不開示の決定等』について不服申立てがあった場合、これに対して実施機関(当該公文書の所管課をいいます。)が裁決又は決定を行うに当たり、実施機関からの諮問に応じて調査審議するために置かれた機関です。

(2) **審査の流れ** (熱海市情報公開条例・熱海市個人情報保護条例)

情報公開審査会・個人情報保護審査会における不服申立てに対する審査は、  
不服申立書の提出(不服申立人) → 諮問書の提出(実施機関) → 意見書の提出  
(不服申立人) → 開示対象公文書等の提出(実施機関) → 口頭意見陳述の実施 →  
関係書類の調査・当該公文書の開示等の是非の審査 → 答申  
という過程を経て、実施機関から裁決又は決定がされます。

(3) **準司法的権限**

情報公開審査会・個人情報保護審査会についても、固定資産評価審査委員会と同じく、裁判所における裁判と同様の過程を経ていることから、準司法的権限を有する機関として位置付けられています。

## 【熱海市情報公開条例】

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等について…不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、…熱海市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(熱海市情報公開審査会)

第22条 第19条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、熱海市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の調査権限)

第23条

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 …審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 【熱海市個人情報保護条例】

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等…について…不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、…熱海市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(熱海市個人情報保護審査会の設置等)

第47条 第43条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、熱海市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の調査権限)

#### 第48条

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等…に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 …審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第49条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(答申書の送付等)

第52条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 【補足資料】行政委員等の報酬額の改定(案)について

### 1 基本的な考え方

- (1) 行政委員等の報酬額については、市長（10.2%減）・副市長（10.8%減）の給料月額  
の減額率に準拠して、『現行額から10%程度減額した額を基準』として標準となる改定額(案)  
を設定しました。
- (2) 現行の報酬額を月額で定められている行政委員等については、原則として、日額化すること  
としました。（No.6・No.7の公平委員会関係、No.10・No.11の農業委員会関係）
- (3) 合議体の長である委員（資格職である医師を含む。）については、当該組織内の意見の調整と  
統括、会議の進行管理、資格職としての専門性等の職責を考慮して、委員の報酬額に一定の加  
算措置（500円～2,000円加算）を行うこととしました。（No.12の固定資産評価審査委員長、  
No.14の選挙長、No.16の期日前投票所の投票管理者、No.17の投票所の投票管理者、No.21  
の開票管理者、No.27の国保運営協議会長、No.28の介護保険運営協議会長、No.29の介護認  
定審査会医師、No.30の障害者程度区分認定審査会医師関係）

### 2 例外的な考え方

- (1) 調査・審議案件に係る事前研究、基礎的事項の下調べ、研修会の受講等が求められる行政委  
員等については、相当する部分に係る報酬を月額で措置することとし、定例会等への出席や公  
式行事への参加等に対する部分に係る報酬を日額で措置する『併用報酬制』を採用することと  
しました。（愛知県・香川県等の都道府県レベルでの先進事例があります。）（No.1・No.2の  
教育委員会関係、No.3・No.4の選挙管理委員会関係）
- (2) 活動日数、活動内容等に応じて日額報酬を支給することが、現行の月額報酬による支給額よ  
りも費用負担が多くなることが見込まれる行政委員等については、現行額から10%程度減額  
した額により月額報酬制を維持することとしました。（No.8・9の監査委員関係、No.26の  
体育指導委員関係）

### 3 準司法的権限を有する行政委員等の報酬額に対する考え方

固定資産評価審査委員会を初めとする行政委員等については、資料集9ページに掲げたとお  
り、準司法的権限を有する行政委員会に属する委員に位置付けられることから、該当する『No.  
12・No.13の固定資産評価審査委員会、No.6・No.7の公平委員会、No.31・No.32の情報公  
開審査会、No.33・No.34の個人情報保護審査会』に係る委員の報酬額を統一することとし、  
その額を固定資産評価審査委員会に係る報酬額（委員長10,000円・委員9,000円）に整合させ  
ることとしました。